

真鶴町罹災証明書等取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、町内で発生した災害による被害に係る罹災証明書等の交付のほか、被害状況の調査、被害の認定等について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- Ⅰ 災害 災害対策基本法（昭和36年法律第223号。以下「法」という。）第2条第1号に規定する災害をいう。
- Ⅱ 住家等 災害の被害認定基準について（令和2年3月30日付府政防第763号内閣府政策統括官（防災担当）通知別紙。以下「認定基準別紙」という。）に定める住家及び非住家をいう。
- Ⅲ 外観目視調査 住家等の外観の損傷状況を目視によって把握する方法、住家等の傾斜を計測する方法及び住家等の主要な構成要素（外観から調査可能な部分に限る。）ごとの損傷程度等を目視によって把握する方法（水害による損傷の場合にあっては、浸水深を目視によって把握する方法を含む。）により調査することをいう。
- Ⅳ 内部立入調査 住家等に立ち入って内部から目視することにより、住家等の主要な構成要素ごとの損傷程度等を把握する方法（水害による損傷の場合にあっては、浸水深を目視によって把握する方法を含む。）により調査することをいう。

(証明書の種類等)

第3条 町内で発生した災害による被害について、町長が発行する証明書の種類は次に掲げるものとする。

- Ⅰ 罹災証明書 法第90条の2第1項に規定する当該災害による被害の程度を証明する書面をいう。
 - Ⅱ 被災届出証明書 災害により動産に係る被害が生じた旨の届出があったことを証明する書面をいう。
- 2 前項第2号の被災届出証明書により証明する事項は、災害による被害に関する事項とし、被害の程度、過失の有無及び他の災害との因果関係の証明は行わないものとする。

(罹災証明書の交付申請)

第4条 町内で発生した災害の被災者であって、罹災証明書の交付を受けようとするもの（以下「申請者」という。）は、罹災証明書交付申請書（第1号様式）により町長に申請しなければならない。ただし、火災に関する罹災証明書の発行は、湯河原消防本部に申請するものとする。

2 罹災証明書等の申請に係る期間は、災害発生の日から3か月以内とする。ただし、大規模災害によって被害が生じたときその他町長が必要と認めたときは、当該期間を延長することができる。

(第1次調査の実施)

第5条 町長は、前条第1項の規定による申請があったときは、当該申請に係る住家等の被害状況の調査を行うものとする。

2 前項の規定による調査（以下「第1次調査」という。）は、外観目視調査によるものとする。

（第1次調査による罹災証明書の交付）

第6条 町長は、第1次調査によって、災害との因果関係が認められ、かつ、被害が生じていると認められる場合には、災害に係る住家の被害認定基準運用指針（令和2年3月内閣府）により被害の程度を認定し、罹災証明書（第2号様式）を交付するものとする。

（第1次調査による罹災証明書の不交付）

第7条 町長は、第1次調査によって、災害との因果関係が認められない場合又は前条に規定する程度の被害が生じていると認められない場合は、理由を付して、当該住家等に災害による被害が認められなかった旨を申請者に通知するものとする。

（水害による被災に係る調査の特例）

第8条 次の各号のいずれにも該当する場合の住家の被害状況の調査に係る第5条第2項の適用については、「外観目視調査」とあるのは、「外観目視調査に加え、内部立入調査」と読み替えるものとする。

- ① 水害により被災したこと。
- ② 3階建以上の戸建の住家（木造又はプレハブ造のものを除く。）であること。
- ③ 津波、越流、堤防決壊等水流若しくは泥流又は瓦礫等の衝突による外力被害がないこと。

（第1次調査の省略に係る特例）

第9条 第5条第1項の規定にかかわらず、次の各号のいずれにも該当する場合は、第1次調査を省略して、罹災証明書を交付することができる。

- ① 被害の程度を確認できる日付が印字された写真を添付して申請していること。
- ② 前号の写真により一部損壊程度の被害に該当することが確認できること。
- ③ 申請者との面談により前号の被害と災害との間に因果関係が認められること。

（第2次調査の実施）

第10条 第6条の規定による被害の程度の認定に不服がある者又は第7条の規定により被害が認められなかった旨の通知を受けた者（第8条の規定により読み替えて適用する第5条第2項の第1次調査を受けた者を除く。）は、罹災証明書の交付又は被害が認められなかった旨の通知を受けた日の翌日から起算して3か月以内に、町長に対し、当該罹災証明書又は被害が認められなかった旨の通知に係る住家等について、第1次調査より詳細な調査（以下「第2次調査」という。）を実施するよう、建物被害認定第2次調査申請書（第3号様式）により申請することができる。

2 前項の規定による申請は、既に交付を受けた罹災証明書又は被害が認められなかった旨の通知に係る書面を添付しなければならない。

3 町長は、第1項の規定による請求があったときは、当該申請に係る住家等の被害状況について第2次調査を実施する必要があるか否かを審査しなければならない。

4 前項の規定による審査の結果、第2次調査を実施する必要があると認めるときは、町長は、第2次調査を実施するものとし、必要がないと認めるときは、理由を付して、その旨を申請者に通知するものとする。

5 第2次調査は、外観目視調査に加え、内部立入調査によるものとする。

(第2次調査による罹災証明書の交付等)

第11条 第6条及び第7条の規定は、第2次調査による罹災証明書の交付等について準用する。

(再調査の実施請求)

第12条 次に掲げる者は、町長に対し、被害の程度の認定又は被害が認められなかった旨の通知に係る住家等について再調査を実施するよう、建物被害認定再調査申請書(第4号様式)により申請することができる。この場合において、再調査を申請する者は、再調査を実施すべき事情があることを明らかにしなければならない。

1 第8条の規定により読み替えて適用する第5条第2項の第1次調査を受けた者であって、第6条の被害の程度の認定に特に不服があるもの

2 第8条の規定により読み替えて適用する第5条第2項の第1次調査を受けた者であって、第7条の被害が認められなかった旨の通知を受けたもの

3 前条の規定により準用する第6条の被害の程度の認定に特に不服がある者

4 前条の規定により準用する第7条の被害が認められなかった旨の通知を受けた者

2 第10条第2項の規定は、前項の規定による請求について準用する。

3 町長は、第1項の規定による請求があったときは、当該請求に係る住家等の被害状況について再調査を実施すべき事情の有無を審査しなければならない。

4 前項の規定による審査の結果、再調査を実施すべき事情があると認めるときは、町長は、再調査を実施するものとし、事情がないと認めるときは、理由を付して、その旨を申請者に通知するものとする。

5 再調査は、既に実施した調査内容を踏まえ、必要な範囲で実施するものとする。

(再調査による罹災証明書の交付等)

第13条 第6条及び第7条の規定は、再調査による罹災証明書の交付等について準用する。

(被災届出証明書の申請)

第14条 町内で発生した災害の被災者であって、被災届出証明書の交付を受けようとするものは、被災届出証明書交付申請書(第5号様式)により、町長に申請しなければならない。

2 被災届出証明書の申請に係る期間は、災害発生の日から3か月以内とする。ただし、大規模災害によって被害が生じたときその他町長が必要と認めたときは、当該期間を延長することができる。

(被災届出証明書の交付)

第15条 町長は、前条第1項の規定による申請があった場合は、被災届出証明書(第6号様式)を交付するものとする。

(罹災証明書等の再交付)

第16条 罹災証明書等の交付を受けた者で、当該罹災証明書等の再交付を希望するものは、当該罹災証明書等の交付を受けた日の翌日から起算して1年以内に、罹災証明書等再交付申請書（第7号様式）により、町長に当該罹災証明書等の再交付を申請することができる。

2 町長は、前項の規定による申請があったときは、速やかに罹災証明書等を再交付するものとする。

（罹災証明書等管理簿）

第17条 町長は、罹災証明書等の交付を請求された場合、被害の程度の調査を行った場合、罹災証明書等を交付する場合等は、罹災証明書等管理簿（第8号様式）に所要事項を記入し、適切に管理しなければならない。

附 則

この要綱は、令和2年4月21日から施行する。